

## 文化財保存修復学会誌における二重投稿の考え方

### 二重投稿の禁止

他誌に既発表または投稿中の論文と同一内容（意味的に同一であることを示す）または極めて類似した内容を、同一著者もしくは少なくとも1名を含む著者により当学会誌に投稿した場合、これを二重投稿と見なす。ただし、海外文献の紹介あるいは日本語以外の言語で発表した内容について、会員の利益に資すると当編集委員会が判断した場合、『資料』としての掲載を認めることがある。

なお投稿中とは、当該論文の投稿日から掲載日/不採録通知日/投稿取り下げ日までの期間を指す。

ただし論文の内容の発表形態が以下の(a)-(f)（bの博士論文を除き、査読のない著作物）のいずれかに該当する場合は、例外として二重投稿にはあたらないものとする。

- (a) 特許公開/公告公報等
- (b) 大学の学士論文・修士論文・博士論文等
- (c) 本会の大会・研究会・シンポジウムの予稿集
- (d) 調査報告書、大学・博物館・研究機関・企業の技報等のうち、インターネットで未公開の印刷物
- (e) 公刊図書・新聞記事等
- (f) 著者個人のホームページ等

なお、上記(a)-(f)に該当する文献は、本誌に投稿した論文中で脚注や参考文献の形で引用すること。また著者が他学会の大会等で発表したものについては、下記の『二重投稿とみなされないように』をよく読んで著者の責任で利用すること。

### 二重投稿に対する罰則について

投稿論文に対して、二重投稿の疑いが生じた場合、編集委員会は他学会等と連絡をとり調査する。慎重な調査の結果として、編集委員会が二重投稿と判断した場合は、以下の処分を科す。

- (1) 当該投稿論文の著者（連名著者を含む）のすべての投稿中論文の即時不採録
- (2) 二重投稿先に対する周知
- (3) 掲載後に発覚した場合は、掲載取消の周知文を当学会誌および通信に掲載

## 二重投稿としてみなされないように

著者の方は、新規性を明確に記述してください。現行、全ての投稿論文において新規性が明確に記述されているわけではなく、新規性に関する理解において投稿者と編集委員会との間で齟齬が生まれ、二重投稿（内容的に同じ）と判断される原因となり得ます。投稿論文では、新規性が明確に記述されているかどうかを確認することが重要です。

1. 先行成果として類似する著者執筆の論文（掲載済、投稿中にかかわらず）がある場合は、掲載済のものは参考文献として投稿論文に挙げた上で、違いを明確にしてください。投稿中の論文の場合には、別紙に投稿中の論文の書誌情報をまとめ、投稿論文を電子投稿する際に一緒に提出してください。たとえ自著論文であっても先行成果を利用する際には、引用文献として明記しなければなりません。

2. 投稿する論文と重なる内容が他の学術的刊行物（注）に公開されている場合には、新たな知見、データ、考察などの追加による内容の進展と拡充（新規性の担保）が必要となります。内容の進展と拡充の具体例を以下にあげます。

- ・ 実験データを追加する
- ・ 実験の誤差評価をより詳細におこなう
- ・ 解析の手法を変える など

### （注）他の学術的刊行物とは

学協会または審査機関による審査を経た論文などが掲載されている刊行物で、配布が限定されておらず、通常の文献検索の方法（インターネットを含む）で該当する論文を入手（閲覧）できる刊行物が「学術的刊行物」に該当します。

館・大学等の紀要や調査報告書等でも、組織だった機関による審査があり、インターネットで公開されているのならば学術的刊行物となります。編集委員会が、投稿論文の内容が学術的刊行物に掲載されていないことをすべてチェックすることは困難です。最終的には著者の責任においてご確認ください。